

会 議 録

会議の名称	平成 31 年度西東京市個人情報保護審議会（第 1 回）
開催日時	平成 31 年 4 月 11 日（木）午前 10 時 00 分から午前 11 時まで
開催場所	西東京市役所田無庁舎庁議室
出席者	（出席委員） 横道会長、河野委員、茶谷委員、濱野委員、大川委員 （説明員） 企画政策課参与、企画政策課主幹、企画政策課企画政策担当主査 （事務局） 総務部長、総務部総務法規課長、総務法規課法規文書係長、法規文書係主任、法規文書係主事 （欠席）岡本委員、海老澤委員
議 題	議題 1 個人情報の収集及び目的外利用について（諮問）ほか
会議資料	諮問書（写）ほか
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○会 長 ただいまから、平成 31 年度第 1 回個人情報保護審議会を開催する。まず、「個人情報の収集及び目的外利用について」を議題とする。担当課からの説明を求める。</p> <p>【担当課から説明】</p> <p>○会 長 事務局からの説明に対し、質問等はあるか。</p> <p>○委 員 以前諮問した地域振興券との違いは何か。</p> <p>○説明員 地域振興券の購入対象者は市民全体だったが、今回は低所得者・子育て世帯を対象としたプレミアム付商品券事業であり、対象者が限定的である。</p> <p>○委 員 諮問書中の「個人情報の記録及び保管」によると、本事業専用のシステム等に提供された個人情報を活用することだが、提供された個人情報をどのような台帳等で管理するのか。</p> <p>○説明員 本事業専用のシステムは、現在構築中である。具体的には、住民基本台帳情報、課税情報等が保管されている市の基幹システムに外付けするシステムを検討している。一方で、生活保護情報は本事業専用のシステムは利用せず、生活福祉課から紙ベースで個人情報を提供していただき、保管することを想定している。</p> <p>○委 員 最終的には紙データで管理するという認識でよろしいか。</p> <p>○説明員 商品券の購入引換券を市から対象者に発送するときの発送対象者リストの</p>	

管理はシステム上で管理する。非課税情報及び3歳未満の子が属する世帯情報を抽出してシステム上で発送対象者リストを作成した後に、紙データで収集した生活保護情報を照らし合わせ、発送の可否を判断し、最終的に発送者リストが完成する仕組みになっている。作業工程の中で収集した生活保護受給者の情報のみ最終的には紙データでの管理となる。

- 委員 通常、個々のデータを1つのファイルにまとめてから作業をし、終了時にデータを廃棄する流れになるが、その1つにまとめられたファイルはどういった位置付けになるのか。
- 会長 まず、本事業専用のシステムを利用してデータベースを確立し、そのデータベース自体がファイルに保存されるという認識でよろしいか。
- 説明員 基本的には基幹システムの住民基本台帳情報と課税システムの課税情報を、現在構築中の本事業専用のシステムで1つのファイルにまとめ、システム管理することを考えている。また、業務終了後には不要データを全て削除する。
- 会長 本事業専用のシステムが庁内ネットワークで住民基本台帳や課税情報と繋がっており、その都度必要な情報を庁内ネットワークを通じて収集し、1つのデータベースを作るという理解でよろしいか。
- 説明員 まず、商品券購入の対象者を抽出し、制度案内・交付申請書を発送する際に、発送対象者のリストを作成するためのファイルを作成する。その後、発送者からの交付申請書を受領し、申請者の要件確認をし、購入引換券を送付する際に、購入引換券送付者リストを作成するためのファイルを作成する。以上、大きく分けると2つのファイルを用意したうえでの作業となる。
- 委員 業務終了後は、1つにまとめられたファイルを廃棄することになるのか。また、個々のファイルはどこに保管されているのか。委託先、企画政策課又は主管課のうちどこが保管することになるのか。
- 説明員 最終的に保管すべきファイルに関しては、情報推進課の情報サーバーでパスワードを設定し、セキュリティを確保したうえで保管することを想定している。また、最終的に保存の必要のないデータに関しては、データを完全に削除し、紙ベースで収集したデータに関しても、シュレッダー等で適切に裁断処理することを考えている。
- 委員 最終的な保管について、リストアップした全員分のデータを保管するのか、抽出した最終的なデータのみを保管するのか。
- 説明員 最終的には、発送対象者のリストと購入引換券発送者のリストの両方を残すべきであると考えている。
- 委員 リストアップされた者のうち申請しなかったものの情報も残しておくのか。
- 説明員 実際は交付申請をしなかったが、本来申請をすれば交付することができた者からの照会や問い合わせに対応できるようにデータを残しておくことを検討している。
- 委員 生活保護情報は紙ベースで収集することだが、システムで連携管理した方が正確かつ効率的ではないか。生活保護情報のみ紙ベースで収集する理由は何か。
- 説明員 生活保護情報に関しては、特殊な個人情報であるため現在基幹システムとの連携がされていないが、今後効率的な方法を検討していく予定である。
- 委員 東京都が保有している施設入所等児童等の情報を今回の諮問にかける理由は何か。
- 説明員 東京都が保有する個人情報を西東京市が収集するために、西東京市個人情報保護条例第8条第2項第7号の規定により今回諮問した。

- 委員 この業務に関して委託は発生するか。
- 説明員 商品券の販売は外部委託を想定している。対象者の抽出作業に関しては、市内内部で行う。
- 委員 特にセンシティブな個人情報の取扱いに関しては十分注意してもらいたい。
- 説明員 そのように対応する。
- 会長 それでは質疑を終了し、委員のみで審議するので、説明員は退席するように。

【説明員退席】

- 会長 本諮問に関して、各委員の意見を求める。
- 委員 本諮問に関しては、可でよろしいかと思う。ただし、附帯意見として、収集及び目的外利用をする個人情報については、事務作業を行う際に、流出、漏えい等を防止する観点から、ファイルを明確にし、当該個人情報の保護を図れるよう適切な管理を実施するよう求めたい。
- 委員 追加の附帯意見として、センシティブな個人情報の取扱いに関しては十分注意することを入れるほうが良い。
- 会長 審議会として、個人情報の収集及び目的外利用を認めるという結論でよろしいか。なお、答申を出すに当たり、委員から説明があった2つの附帯意見を申し添えるということによろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 それでは、そのような趣旨で、事務局において答申書を作成し、各委員にお諮りした上で決定することとしたいがよろしいか。
- 各委員 異議なし。
- 会長 以上で本日の会議は閉会とする。